

17. 規約委員会細則

(総 則)

第1条 この細則は、多摩ニュータウンエステート落合5-8団地管理規約（以下「規約」という。）第57条の規定に基づき、理事会の業務を支援するため、本委員会を設立するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(名 称)

第2条 この委員会は、規約委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第3条 この委員会は、理事会の要請による当団地に発生する課題に対して規約及び関連法規に基づく検討を行い理事会へ提案することを目的とする。

(業 務)

第4条 委員会は前条の目的のため、次の業務を行う。

- 一 規約及び細則改正の検討
- 二 団地ホームページの運用
- 三 文書の電子化及び保存管理
- 四 理事会業務のサポート
- 五 その他理事会からの諮問に対する対応

(構 成)

第5条 委員会は、委員若干名および担当理事によって構成する。

(委員の選任)

第6条 委員は、組合員又は組合員の配偶者若しくは成人である一親等の親族で参加協力を申し出た者および組合員が推薦をする者について、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、原則通常総会の翌日から次の通常総会の日までとし再任を妨げない。

(委員長の選任)

第8条 委員長は委員の互選により選任する。

(委員会の招集)

第9条 委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

(経 費)

第10条 委員会の業務に必要な経費および委員の活動費は、管理組合が負担する。

附 則

この細則は、2023（令和5）年12月18日から施行する。

（2016〔平成28〕年 5月 8日 制定）

（2018〔平成30〕年 5月20日 改正）

（2023〔令和 5〕年 5月21日 改正）

（2023〔令和 5〕年12月17日 改正）